



## 参 考

[根拠法令・基準法令]

### 毒物及び劇物取締法

第 3 条の 2 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者（以下「特定毒物研究者」という。）でなければ、特定毒物を製造してはならない。

### 2～11 略

（特定毒物研究者の許可）

第 6 条の 2 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、都道府県知事に申請書を出さなければならない。

2 都道府県知事は、毒物に関し相当の知識を持ち、かつ、学術研究上特定毒物を製造し、又は使用することを必要とする者でなければ、特定毒物研究者の許可を与えてはならない。

3 都道府県知事は、次に掲げる者には、特定毒物研究者の許可を与えないことができる。

一 心身の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

三 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者

四 第 19 条第 4 項の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 2 年を経過していない者

### 毒物及び劇物取締法施行規則

（法第 6 条の 2 第 3 項第 1 号 の厚生労働省令で定める者）

第 4 条の 7 法第 6 条の 2 第 3 項第 1 号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（治療等の考慮）

第 4 条の 8 都道府県知事は、特定毒物研究者の許可の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。